

特定非営利活動法人ゆめのめ定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ゆめのめという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都日野市内に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、障害児・者（主に重症心身障害を含む知的、身体障害児・者等）を対象として、地域社会の一員としての暮らしができるよう、療育のための支援、医療的ケア及び、それらに関する情報提供や利用者の健康状態が心身ともに保てるよう、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業等、必要な支援を主とした事業を行う。これらの事業により、地域生活の確立と利用者の成長を健やかに促し、さらにその家族のレスパイトができるよう、障害児・者の健康増進に貢献することを目的とする。また、広く社会に向けた事業を行うことで、障害の有無にかかわらず、誰もが幸せを感じ、楽しく笑顔に満ち溢れた生活を送ることができる共生社会の実現を目指す。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 職業能力開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (2) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業
- (3) 障害児者の食育に関する事業
- (4) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上7人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 欠員の補充

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 19 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 解散における残余財産の帰属
- (6) その他運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に出席し、表決することができる。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者、又はオンライン会議システムによる表決者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

- 4 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、理事会に出席し、表決することができる。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

（資産の構成）

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

（会計の原則）

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第 41 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり、翌年 8 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功的不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(設置および職員の任免)

第53条 この法人に事務局を置く。

2 事務局は、事務局長1名および職員を置く。

3 事務局長および職員は、理事長が任免する。

(組織および運営)

第54条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第10章 雜 則

(細 則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

（細則）

（細則）

（細則）

会員の加入・離脱

（会員の加入・離脱）

会員の権利・義務

（会員の権利・義務）

（会員の権利・義務）

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	大高 美和
副理事長	戸田 真以子
理 事	島田 里実
監 事	鈴木 由夫

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 31 年 10 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 30 年 8 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員（個人）	1,000 円	(団体)	3,000 円
	賛助会員（個人・団体）	0 円		
(2) 年会費	正会員（個人）	3,000 円	(団体)	5,000 円
	賛助会員（個人）	1 口 3,000 円	(団体)	1 口 5,000 円
		(1 口以上)		(1 口以上)

附則

この定款は、令和 2 年 3 月 18 日から施行する。

附則

この定款は、令和 4 年 2 月 26 日から施行する。

附則

この定款は、令和 5 年 11 月 18 日から施行する。

令和7年度

事業計畫

特定非営利活動法人 ゆめのめ

1 事業実施の方針

障害児者通所支援事業所の利用児者が増加していることを鑑み、引き続き、ひとりひとりの利用児者のために、より安全な事業所運営を行う。日野市・八王子市在住の利用児の特別支援学校卒後の受け入れ先（居場所）確保の計画を行うとともに、八王子東特別支援学校の八王子市高尾地域移転に伴う利用状況の変動に備えた対策を進め、また保育所等訪問支援事業を開始する。

食育に関して、引き続き食育推進のための講習会の実施・学会参加を積極的に行い、家庭や栄養指導施設等で活用できる媒体を作成する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【107,101】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	重症心身障害児のための多機能型デイサービスの運営を行う。	月～土曜、祝日	日野市内	25人	日野市近隣の障害児通所受給者証取得者 契約利用児	60人	80,850
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業	重症心身障害者のための生活介護事業所の運営を行う。	月～土曜、祝日	日野市内	10人	日野市近隣の障害福祉サービス受給者証取得者 契約利用者	10人	20,210
障害児者の食育に関する事業	障害児者の栄養改善及び健康増進に貢献するため、食形態の調整方法や食育に関する学術大会への登壇や講習会を開催し、食育推進を図る。	月1～2回	特別支援学校や行政機関、障害児サークルや国内外の関係機関等	2人	主に関東圏の関東圏の障害児保護者及び医療福祉関係者	500人	3,000
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	保育所等訪問支援事業を行う	月6回程度	日野市内	2人	日野市近隣の障害児通所受給者証取得者及びその家族、訪問先施設の職員等	50人	100

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

令和8年度

事業計畫

特定非営利活動法人 ゆめのめ

1 事業実施の方針

障害児者通所支援事業所の利用児者が増加していることを鑑み、引き続き、ひとりひとりの利用児者のために、より安全な事業所運営を行う。日野市・八王子市在住の利用児の特別支援学校卒後の受け入れ先（居場所）確保の計画を行うとともに、八王子東特別支援学校の八王子市高尾地域移転に伴う利用状況の変動に備えた対策として新たな通所支援事業所の開設ための準備、保育所等訪問支援事業を行う。食育に関して、引き続き食育推進のための講習会の実施・学会参加を積極的に行い、家庭や摂食指導施設等で活用できる媒体を作成する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【117,051】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	重症心身障害児のための多機能型デイサービスおよび保育所等訪問支援サービスの運営を行う。新事業として居宅支援サービスを行う。	月～土曜、祝日	日野市内	25人	日野市近隣の障害児通所受給者証取得者 契約利用児	60人	80,850
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	重症心身障害者のための生活介護事業所の運営を行う。	月～土曜、祝日	日野市内	15人	日野市近隣の障害福祉サービス受給者証取得者 契約利用者	15人	30,160
障害児者の食育に関する事業	障害児者の栄養改善及び健康増進に貢献するため、食形態の調整方法や食育に関する学術大会への登壇や講習会を開催し、食育推進を図る。	月1～2回	特別支援学校や行政機関、障害児サークルや国内外の関係機関等	2人	主に関東圏の関東圏の障害児保護者及び介護福祉関係者	500人	3,000
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	保育所等訪問支援事業を行う	月10回程度	日野市内	2人	日野市近隣の障害児通所受給者証取得者及びその家族、訪問先施設の職員等	50人	200

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

令和7年度 活動予算書

(単位：円)

特定非営利活動法人ゆめのめ

自 令和7年 9月 1日 ～ 令和8年 8月31日

【経常収益】

【受取寄付金】

受取寄付金	500,000	
資産受贈益	50,000	550,000

【受取助成金等】

受取助成金	1,000,000	
受取補助金	2,000,000	3,000,000

【事業収益】

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	80,141,000	
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	20,210,000	
及び地域生活支援事業		
障害児者の食育に関する事業	3,000,000	
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	100,000	103,451,000

【その他収益】

	100,000	100,000	
経常収益 計			107,101,000

【経常費用】

【事業費】

(人件費)		
給料 手当(事業)	52,000,000	
賞与 (事業)	4,500,000	
法定福利費(事業)	7,000,000	
通 勤 費(事業)	1,000,000	
福利厚生費(事業)	300,000	
人件費計	64,800,000	

(その他経費)

業務委託費	2,000,000	
諸 謝 金	300,000	
印刷製本費(事業)	10,000	
会 議 費(事業)	100,000	
接待交際費 (事業)	200,000	
旅費交通費(事業)	1,200,000	
食 材 費(事業)	3,000,000	
車両費(事業)	1,000,000	
車両燃料費(事業)	1,000,000	
通信運搬費(事業)	1,000,000	
消耗品 費(事業)	2,500,000	
事務用消耗品(事業)	150,000	
材料費(事業)	100,000	
水道光熱費(事業)	1,500,000	
地代 家賃(事業)	10,000,000	
賃 借 料(事業)	100,000	
減価償却費(事業)	6,000,000	
保 険 料(事業)	1,100,000	
諸 会 費(事業)	150,000	
広告宣伝費(事業)	150,000	
租税 公課(事業)	100,000	
交流事業費(事業)	1,000,000	
研 修 費	100,000	
新聞図書費(事業)	200,000	
文 払 手数料(事業)	2,500,000	
文 払 寄付金(事業)	1,000	
文 払 利息(事業)	500,000	

令和7年度 活動予算書

(単位：円)

特定非営利活動法人ゆめのめ	自 令和7年 9月 1日	至 令和8年 8月31日
雑 費(事業)	300,000	
その他経費計	36,261,000	
事業費 計		101,061,000

令和7年度 活動予算書

(単位：円)

特定非営利活動法人ゆめのめ

自 令和7年 9月 1日 至 令和8年 8月31日

【管理費】

(人件費)

給料 手当	5,000,000
通 勤 費	100,000
福利厚生費	50,000
人件費計	<u>5,150,000</u>

(その他経費)

会 議 費	30,000
旅費交通費	100,000
通信運搬費	100,000
消耗品 費	10,000
事務用品費	15,000
広告宣伝費	10,000
接待交際費	20,000
減価償却費	50,000
諸 会 費	100,000
租税 公課	5,000
支払手数料	440,000
雜 費	10,000
その他経費計	<u>890,000</u>

管理費 計

経常費用 計

当期経常増減額

6,040,000107,101,000

0

【経常外収益】

経常外収益 計

0

【経常外費用】

経常外費用 計

0

税引前当期正味財産増減額

00041,537,15441,537,154

令和8年度 活動予算書

(単位：円)

特定非営利活動法人ゆめのめ

自 令和8年 9月 1日 ～ 令和9年 8月31日

【経常収益】

【受取寄付金】

受取寄付金	500,000	
資産受贈益	50,000	550,000

【受取助成金等】

受取助成金	2,000,000	
受取補助金	2,000,000	4,000,000

【事業収益】

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	80,141,000	
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	29,060,000	
及び地域生活支援事業		
障害児者の食育に関する事業	3,000,000	
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	200,000	112,401,000

【その他収益】

	100,000	100,000
--	---------	---------

経常収益 計

117,051,000

【経常費用】

【事業費】

(人件費)		
給料 手当(事業)	56,000,000	
賞与 (事業)	5,000,000	
法定福利費(事業)	8,000,000	
通 勤 費(事業)	1,000,000	
福利厚生費(事業)	300,000	
人件費計	70,300,000	

(その他経費)

業務委託費	2,000,000	
諸 謝 金	300,000	
印刷製本費(事業)	10,000	
会 議 費(事業)	100,000	
接待交際費 (事業)	200,000	
旅費交通費(事業)	1,200,000	
食材費 (事業)	3,500,000	
車両費(事業)	1,500,000	
車両燃料費 (事業)	1,500,000	
通信運搬費(事業)	1,000,000	
消耗品 費(事業)	2,500,000	
事務用消耗品 (事業)	150,000	
材料費(事業)	100,000	
水道光熱費(事業)	2,000,000	
地代 家賃(事業)	10,000,000	
賃 借 料(事業)	100,000	
減価償却費(事業)	6,500,000	
保 険 料(事業)	1,500,000	
諸 会 費(事業)	150,000	
広告宣伝費 (事業)	150,000	
租税 公課(事業)	100,000	
交流事業費(事業)	1,500,000	
研 修 費	100,000	
新聞図書費 (事業)	200,000	
文 払 手 数 料(事業)	3,000,000	
文 払 寄 付 金(事業)	1,000	
文 払 利 息(事業)	500,000	

令和8年度 活動予算書

(単位：円)

特定非営利活動法人ゆめのめ	自 令和8年 9月 1日	至 令和9年 8月31日
雑 費(事業)	300,000	
その他経費計	40,161,000	
事業費 計		110,461,000

令和8年度 活動予算書

(単位：円)

特定非営利活動法人ゆめのめ

自 令和8年 9月 1日 至 令和9年 8月31日

【管理費】

(人件費)

給料 手当	5,500,000
通 勤 費	150,000
福利厚生費	50,000
人件費計	<u>5,700,000</u>

(その他経費)

会 議 費	30,000
旅費交通費	100,000
通信運搬費	100,000
消耗品 費	10,000
事務用品費	15,000
広告宣伝費	10,000
接待交際費	20,000
減価償却費	50,000
諸 会 費	100,000
租税 公課	5,000
支払手数料	440,000
雑 費	<u>10,000</u>

その他経費計

管理費 計	<u>890,000</u>
経常費用 計	<u>6,590,000</u>

117,051,000

0

【経常外収益】

経常外収益 計

0

【経常外費用】

経常外費用 計

0

税引前当期正味財産増減額

0

当期正味財産増減額

0

前期繰越正味財産額

47,586,154

次期繰越正味財産額

47,586,154